

指宿市の宿泊税の考え方について

指宿市

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などの宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊者の宿泊行為に対して課税する法定外目的税（※）です。

観光振興に充てる財源として、令和7年12月末時点で17自治体で導入されており、指宿市のほか多くの自治体で導入が検討されています。

宿泊税導入自治体（令和7年12月末時点）

東京都、大阪府、京都市、金沢市、俱知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町、常滑市、熱海市、赤井川村、高山市、下呂市、松江市、弘前市

※法定外目的税

目的税は特定の目的に使われる税です。目的税のうち地方税法には定めがなく、自治体で制定する条例を根拠に徴収する税を「法定外目的税」と言います。

1. 観光振興の必要性

観光産業は、宿泊業や旅行業、飲食業など裾野が広く、指宿市の発展を支える地域経済にとって大変重要な産業です。観光産業の持続的な発展を図るためにには、観光振興施策を積極的に展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す必要があります。これまでの取組に加え、更なる施策を進めていくことが求められます。

一方、指宿市の令和2年（2020年）国勢調査人口は、39,011人で、第二期人口ビジョンで予測した39,158人を下回っています。人口減少は今後も続くと予測されている中、観光振興により交流人口を拡大し、地域の活力や賑わいを維持することは非常に重要であり、選んでもらえる、再び訪れたくなる観光地「指宿」の実現のためには、指宿観光の価値と観光客の満足度を高める新たな取組みを進めていく必要があります。

2. 観光振興のための新たな財源の必要性（数値は令和5年度決算数値から算出）

指宿市の歳入の状況は自主財源比率（※）32.88%で全国792市中654位、1人当たりの地方税収入は、112,068円で鹿児島県内19市中12位（19市平均120,475円）で、財政運営の自主性と安定性につながる自主財源の確保が課題となっています。

※自主財源比率

地方公共団体の歳入総額に対する自主財源（地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料など、地方公共団体の意思で収入額をある程度増減できる財源）の割合を示す指標。この比率が高いほど、地方自治体の財政運営の自主性と安定性が高いと評価されます。

2 宿泊税の検討経過

3

3. 宿泊税の検討経過

指宿市では、選んでもらえる、再び訪れたくなる観光地「指宿」の実現に向け、観光振興に係る安定した財源を検討するため、令和6年7月8日に指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会（以下「検討委員会」）を設置し、計6回にわたり検討委員会等を開催し、検討してきました。

その後、宿泊事業者への説明会やヒアリングを実施しましたが、宿泊税の税額や徴収業務の負担軽減などを求める意見がありました。これらを踏まえ、宿泊税の税率、課税免除、使途を決めるプロセスについて変更・補足したうえで、今回のパブリックコメントの制度設計案へ反映しています。

指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

第1回
R6.7.8

- ・魅力ある観光地づくりのための財源検討について

第2回
R6.8.8

- ・第1回検討委員会での主なご意見
- ・指宿市の観光振興と財源の必要性
- ・他導入自治体の事例等を踏まえた宿泊税の制度について

第3回
R6.11.14

- ・「宿泊事業者へのアンケート結果」及び「市長と宿泊事業者との意見交換会の報告」について

第4回
R6.12.25

- ・指宿市宿泊税の制度設計（案）について

第5回
R7.2.7

- ・指宿市宿泊税の制度設計（案）について
- ・答申（案）について

第6回
R7.3.21

- ・指宿市宿泊税の制度設計（案）について
- ・答申（案）について

その他の魅力ある観光地づくりの財源検討

R6.5.28

- ・観光協会総会時説明
- ・魅力ある観光地づくりの財源検討について

R6.5.31

- ・指宿市議会議員懇談会
- ・魅力ある観光地づくりの財源検討について

R6.7.9～
8.14

- ・魅力ある観光地づくりの財源検討に関するアンケート
- アンケート発送件数：71件
- 回答数：39件（66件中）回答率59%

R6.9.20

- ・指宿市内宿泊事業者との意見交換会
- 宿泊事業者 19名 参加

R7.4.25

- ・答申内容等についての説明会
- 宿泊事業者 22名 その他8名 参加

R7.5.26～
9.12

- ・宿泊関係者等へのヒアリング

R7.12.24

- ・答申及び意見交換等を踏まえた宿泊税制度設計（案）の決定

2 宿泊税の検討経過

4

4. 検討委員会からの答申（抜粋）

財源確保の必要性	財源確保策の検討
<p>観光産業は、宿泊業や旅行業、飲食業など裾野が広く、指宿市の発展を支える地域経済にとって大変重要な産業である。観光産業の持続的な発展を図るために、観光振興施策を積極的に展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す必要があり、これまでの取組に加え、更なる施策を進めていくことが求められる。</p> <p>一方、指宿市の財政状況については、令和5年度に策定した経営改善計画に基づき財政の健全化に向けて取り組んでいるところであるが、今後の財政状況の見通しにおいては、少子高齢化や人口減少が進む社会構造の変化の中で、市税をはじめとする財源の大幅な伸びは期待できず、更には社会保障費などの増加が見込まれる。</p> <p>このような限られた財源の中で、指宿市が観光振興施策を展開していくためには、財政運営において無駄を省く不断の見直しを実施することはもとより、安定的な財源を新たに確保することが必要である。新たな財源の負担のあり方としては、市民のみに負担を求めるのではなく、観光振興という行政サービスを享受している点に着目して負担を求めるという観点が重要である。</p>	<p>他自治体の先行事例や法律的な制約などを考慮したうえで、安定的・継続的な確保、必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる宿泊税が適当であるとした。</p>

3 宿泊税の制度概要（案）

5

1. 課税客体・課税標準・納稅義務者

	指宿市	左記の考え方
税目	宿泊税	宿泊行為に対する課税。分かりやすい
課税客体	指宿市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	
課税標準	上記施設への宿泊数	
納稅義務者	上記施設への宿泊者※宿泊目的に限らず徴収	➤ 観光以外の宿泊も対象とすることについて ・宿泊税は魅力ある観光地づくりのために使用するが、ビジネス客であっても指宿市の魅力（域内交通、飲食店等）を享受することになるため ・宿泊目的を把握・証明することが困難

2. 徴収方法・申告期限

	指宿市	左記の考え方
徴収方法	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	・全ての宿泊税導入先行自治体において宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施
申告期限	毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能	・全ての宿泊税導入先行自治体において毎月末日までに前月分を申告納入

3 宿泊税の制度概要（案）

3. 税額

検討委員会においては、公平性の観点から「定率2%」の答申がなされました。答申内容の説明会や宿泊事業者へのヒアリングの中で、システム改修や事務の煩雑さを理由に、定額を求める声が多くありました。これらを踏まえ、1人1泊につき200円の宿泊税とすることにしました。

	指宿市	左記の考え方
定額制	1人1泊につき200円 ※R6宿泊者数を踏まえた試算 9,000万円	・宿泊事業者における徴収業務の負担軽減が図られる。

（参考）答申に付された税率（額）

	指宿市	左記の考え方
定率	宿泊料の2% ※R6宿泊者数を踏まえた試算 1億2,200万円	・一定規模（1億円以上）を確保できること。 ・公平感がある。

（参考）定額と定率のそれぞれの特徴

	定額の場合	定率の場合
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国内事例が多い（日本人が分かりやすい） ・定率に比べ宿泊事業者の徴収の手間がかからない ・単価が向上しても宿泊者数が増えなければ税収増にならない ・安価な宿泊費ほど負担割合が大きい ・室料で販売する場合でも利用人数の算出が必要 <p>「定率制」の場合、宿泊費が値上がりすれば必然的に宿泊税も増収になるが、「定額制」の場合は、一定期間の後に必要に応じて値上げの条例改正をしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内事例は少ないが海外は一般的（外国人は分かりやすい） ・個人の支払い能力と連動できる（公平感がある） ・宿泊単価が向上すれば税収が増える ・国内事例が少ないと、ノウハウが少ない ・システムを導入していない場合、毎回計算が必要

3 宿泊税の制度概要（案）

4. 免税点・課税免除

	指宿市	左記の考え方
免税点	設けない	<ul style="list-style-type: none">どのような形態の宿泊施設に宿泊する客にも指宿市の宿泊税を理解していただき、公平に負担していただくことが重要である。免税点を設けないことで宿泊施設、宿泊客にとっても分かりやすくなる。免税点を設定すると、一定規模の財源が確保できない可能性がある。
課税免除	設ける <ul style="list-style-type: none">修学旅行に参加する児童、生徒並びに引率者12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	答申においては、課税免除を設けないとしていたが、 <ul style="list-style-type: none">修学旅行を課税免除にすべきである宿泊事業者の徴収業務の負担軽減を図る必要があるとの意見があったことから、「修学旅行に参加する児童、生徒並びに引率者」と「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を課税免除とした。

5. 宿泊税の使途

	指宿市	左記の考え方
使途	<ul style="list-style-type: none">・指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する。・アンケート結果等を踏まえ充当事業を選定する。 ①交通アクセス改善（二次交通整備など） ②また来たくなる観光地づくり（海岸整備の観光資源化、魅力ある商店街整備） ③観光拠点整備（魚見岳、池田湖、知林ヶ島、長崎鼻） ④砂むし温泉等の魅力向上 ⑤いぶすきのファンづくり（観光客誘致等） ⑥宿泊事業者の負担軽減に係る事業 ⑦宿泊客への周知に係る費用	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある観光地づくりの財源検討に関するアンケート集計結果 (期間：R6.7.9～R6.8.14, 回答数：39件, 回答率：59%)・指宿市観光・経済戦略会議に専門部会を設置し、観光振興に資するような使途に対し宿泊事業者の意見をより反映できる仕組みを構築する。

3 宿泊税の制度概要（案）

9

6. 宿泊税の導入時期・導入後における見直し期間・特別徴収交付金及びシステム整備の補助

	指宿市	左記の考え方
特別徴収交付金制度	納期内納入額の2.5%（導入から3年間特例措置として+0.5%） 【交付上限額】設けない	・クレジットカード決済の手数料や、既に宿泊税を導入している自治体の現状等を踏まえて、2.5%とする。
宿泊税導入に伴うシステム整備の補助	定額 補助限度額50万円 (導入から5年以内1回限り)	・宿泊事業者の事務の負担を軽減し、円滑な税の徴収を目的として、システム整備に係る経費を50万円まで全額助成する。

7. 宿泊税の導入時期・導入後における見直し期間

	指宿市	左記の考え方
宿泊税の導入時期	・R8.2～3 パブリック・コメント ・R8.6 条例案提出 ・R9.4 徴税開始	・周知期間なども踏まえ、令和9年4月の徴収開始とした。
見直しの時期	・条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行う	・導入後における課題を抽出。それらを反映させる必要があれば、条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しの検討を行う。 ・先行自治体における条例施行後の見直し期間 京都市（5年）、金沢市（5年）、福岡市（3年、その後は5年）、 北九州市（3年、その後は5年）、長崎市（3年）